

こんなとき、この資金がご利用いただけます！

JAおきなわ農業関連資金商品概要

平成 30 年 4 月 13 日現在
 沖縄県農業協同組合
 本店 農業金融部

JAバンクでは、JA独自の農業資金をはじめ、国や県が行う制度資金など各種農業関連資金をご用意しております。
 皆様にもっとも適した資金をご提案いたします。

	資金名	お使いみち	ご利用いただける方	ご融資限度額	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証人
JA	農業近代化資金 (制度資金利子補給有) (別途JAバンクより利子補給・保証料助成有) ※1.※2	○農業近代化を図るために必要な資金で、施設・機械の改良・造成・復旧または取得、果樹の植栽又は育成、家畜の購入又は育成、小土地改良ほか。 1号資金 建構築物造成資金、農機具等取得資金 2号資金 果樹等植栽育成資金 3号資金 家畜等購入育成資金 4号資金 小土地改良資金 ※1 お借入金額が100万円以上の場合、お借入当初5年間(最長)、最大1%の利子補給を受けることができます。 5号資金 長期運転資金 6号資金 農村環境整備資金 7号資金 大臣特認資金	○農業を営む個人・団体等 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農業所得、農業従事者等の一定の要件を満たす方 ・集落営農組織 ・一定の要件を満たす任意団体 ・農業参入法人 ・その他の担い手 〈注意事項〉 ・事前着工は認められません。	○個人1,800万円 ○法人(任意団体含) 2億円 ※認定農業者にかかる貸付利率の特例を受ける限度額は個人1,800万円、法人3,600万円。	○原則として15年以内(据置期間:7年以内)。 ただし、農機具等のみを購入する場合、又は家畜購入育成資金のみに利用する場合には、7年以内(据置期間:2年以内)。	元金均等返済	○沖縄県農業信用基金協会の保証となります。 ○担保及び個人保証は原則不要です。 ただし、一定の基準に満たない場合、または基金協会が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。 ※2 別途申請いただくことでお借入当初5年間(最長)分の、保証料の助成を受けることができます。
	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金) (利子補給有) ※	○農業生産に必要な短期の運転資金 ※お借入極度額が100万円以上の場合、最大1%の利子補給を受けることができます。	○認定農業者(個人・法人)	個人500万円以内 法人2,000万円以内 (畜産・施設園芸を含む経営の場合は特認あり)	1年以内 (ただし、1年毎に契約更新あり)	元金期日一括償還。利息は一括前取。	○沖縄県農業信用基金協会の保証となります。 ○担保及び個人保証は原則不要です。
	JA 農機ハウスローン (利子補給・保証料助成有) ※1※2	○農機具取得(中古農機、農業用自動車を含む)、取得に伴う諸費用、点検修理費 ○パイプハウス等資材購入、建設費用 ○格納庫建設資金 ○他金融機関等からの農機具ローンの借換え ※お借入当初3年間(最長)、最大1%の利子補給を受けることができます。 (ただしお借入金額100万円以上のものに限ります。)	○農業者等(個人、法人、任意団体等) ○お借入時の年齢が満18歳以上でかつ、最終償還時の年齢が80歳未満である方 ○税込年収が120万円以上の方(なお、税込年収が150万円に満たない方については、原則保証人が必要となります。)	1,000万円以内 (1万円単位)	1年以上15年以内 (据置期間:1年以内)	元利均等返済 または 元金均等返済	○沖縄県農業信用基金協会の保証となります。 ○担保及び個人保証は原則不要です。 ただし、年収が一定の基準に満たない場合、または基金協会が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。 ※2 別途申請いただくことでお借入当初3年間(最長)分の、保証料の助成を受けることができます。
	はいさい農機具サポートローン	○車両ナンバーの付いたトラクター等の農機具、その他再販可能な農機具(小型トラクター・コンバイン等)の購入及び修理・用品の購入資金 ○農業関連資材の購入資金 (ただし支払済資金(借換資金)、未収金の取扱は対象外となります。)	○組合員であること ○お申込み時の年齢が満20歳以上かつ最終償還時の年齢76歳未満の農業に従事している方 (兼業農家も含みます)	○債務者1人につき10万円以上300万円以下 ※農業関連資材については100万円以下	7年以内	元利金等毎月返済	○(株)オリエントコーポレーションの保証となります ○担保不要、保証人原則不要 ただし保証機関が必要と認めた場合には保証人が必要となります。
	JA 農地購入ローン	○営農目的の農地購入 ○農地購入に付随する諸費用	○農業を3年以上営んでいる方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上でかつ、最終償還時の年齢76歳未満である方 ○税込年収が120万円以上の方。 ○農地購入に際して、農地法が定める農地の権利移転要件を満たしている方。	3,000万円以内 (1万円単位)	20年以内	元金均等返済 または 元利均等返済	○融資対象物件に対して、原則第1位順位の抵当権を設定いただけます。 ○沖縄県農業信用基金協会の保証となります。 ○個人保証は原則不要です。
	経営安定サポート資金	○台風災害等により、破損および倒壊した農業用構築物の復旧および補修に必要な資金 ○災害罹災時の農家経営維持・継続に必要な運転資金 ※お借入当初3年間(最長)、最大0.8%の利子補給を受けることができます。 (ただしお借入金額100万円以上のものに限ります。)	○組合員であること ○個人の場合、お借入時の年齢が20歳以上でかつ、最終償還時の年齢が76歳未満である方	1,000万円以内 (1万円単位)	1年以上15年以内 (据置期間3年以内)	元利均等返済 または 元金均等返済	○担保が必要となります。 保証人は原則不要です。ただし、JAが必要と認めた場合、連帯保証人が必要となります
	災害等復旧支援資金	○自然災害・家畜疫病・病虫害被害等により農業経営の維持・安定が困難な農業者に対し、緊急的に対応するために必要な資金	○組合員で、農業を営む者(個人・法人) ○個人の場合、お借入時の年齢が20歳以上でかつ、最終償還時の年齢が76歳未満である方	前年度販売実績の30%、または150万円のいずれか少ない額	8年以内 (据置期間:3年以内)	元金均等返済	○担保及び保証人は原則不要です ただし、JAが必要と認めた場合は保証人が必要となります。
	農業経営負担軽減支援資金	○営農に必要な資金を借り受けたため生じた負債の借換え。 ただし、その負債が公庫農林資金、農業近代化資金、経営資金、農業改良資金、旧就農支援資金及びその他国又は畜産産業振興機構が利子補給等を行う資金等である場合は、貸付利率が年利5%以下のものは対象となりません。	○農業所得が総所得の過半数を占めている方。 ○お借入される方(60歳以上である場合は、その後継者)が、現に主として農業に従事しており、かつ将来においても従事する見込みがある方。 ○現に約定償還金(元利)の一部の返済が可能なる方。 ○経営改善計画書を作成し、その確実な実行が見込まれる方。	営農負債の残高	原則10年以内 (据置期間:3年以内) 特認15年以内 (据置期間:3年以内)。	元金均等返済	○沖縄県農業信用基金協会の保証ご利用することができます。 ○機関保証を利用しない場合は担保が必要となります。ただし、機関保証をご利用する場合であっても、JAもしくは保証機関が必要と認めた場合は担保が必要となります。 また、保証人が必要となる場合がございます

JA	その他農業資金 (JAプロパー資金)	農業経営に必要な農地取得、施設設備、機械購入、運転資金等の資金 ○ 営農資金・・・営農に関する運転資金等 ○ 農業施設資金・・・農業生産に関わる施設（ビニールハウス、農舎、畜舎等） ○ 土地改良資金・・・農地等の改良、整備等 ○ 農地購入資金・・・農地の取得 ○ 家畜購入資金・・・肉用牛、繁殖牛、豚、鶏等の購入 ○ 負債整理資金・・・農業関係資金の借換や経営改善に係る負債の整理	○ 農業を営む方または、農業に従事している方 ○ 農業を営む法人 ○ 任意団体（農業者が主たる構成員）	○ 事業に必要な額以内	○ 資金毎に期間設定 最長 35 年以内	元利均等返済 または 元金均等返済	○ 機関保証を付さないため、担保が必要となります。 また、JA が必要と認めた場合は保証人が必要となります。
	JA 新規就農者ローン	○ 就農に必要な設備・運転資金 (農機具、パイプハウス等建築費用、肥料・農薬・種苗費・資材・人件費等)	○ 就農 4 年未満の方で、一定の研修等を履修した方 ○ お申込み時の年齢が 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 73 歳の方 ○ 経営改善計画書（新規就農計画書）が認められること ○ JA おきなわの経営指導および営農指導を継続して受けられる方 ○ 自己住宅（家族名義含む）借家等生活の本拠が定まっている方	○ 300 万円以内 (1 万円単位)	○ 10 年以内 (据置期間：2 年以内)	元金均等返済 または 元利均等返済	○ 沖縄県農業信用基金協会の保証となります。 ○ 担保及び保証人は原則不要です。 ただし、JA、基金協会が必要と認めた場合は保証人が必要となります。
	新規就農サポート資金	○ 沖縄県新規就農一貫支援事業の初期投資支援に係る自己負担分	○ 沖縄県新規就農一貫支援事業の初期投資支援の要件に該当する方 (ただし保証機関の事前審査にて保証承諾を受けた者)	○ 新規就農支援事業初期投資に係る自己負担分もしくは、200 万円以下のいずれか低い額	○ 農機具 7 年以内・ハウス等施設 10 年以内	元金均等月払 元金均等半年払 元金均等年払	○ 沖縄県農業信用基金協会の保証となります。 ○ 担保・保証人は原則不要です ただし、JA、保証機関が必要と認めた場合には、保証人が必要となります
	アグリマイティー資金	○ アグリエース資金・・・農業生産に直結する設備、運転資金 ○ アグリネット資金・・・農産物の加工、流通、販売に関する資金 ○ アグリエリア資金・・・地域の活性化、振興を支援するための設備、運転資金 ○ アグリパワー資金・・・農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電、蓄電設備取得資金 ○ 災害緊急資金・・・自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金 ※ 負債整理、および生活関連事業は対象となりません ※ アグリパワー資金にあっては、農業生産の縮小を招く事業、土地・建物等の資産を賃借して行う事業は対象となりません。	○ 組合員であること ○ 農業を営む方、または従事する方であること (農地購入については、農業を 3 年以上営んでいる方) ○ お借入時の年齢が 20 歳以上でかつ最終償還時の年齢が 76 歳未満である方 ○ 法人については、直近 3 期分の決算書の提出が可能であり、原則として直近決算で繰越欠損金を有しないこと	○ 個人 5,000 万円 ○ 法人・任意団体等 1 億円 ただし、アグリパワー資金については、個人および法人ともに 5,000 万円まで災害緊急資金については、貸付上限額を 500 万円とする。	○ 設備資金・・・原則 10 年以内（据置期間 3 年以内）ただし、対象事業に応じ最長 20 年 ○ 運転資金、災害緊急資金・・・5 年以内（据置期間 2 年以内）	元金均等返済 または 元利均等返済	○ 沖縄県農業信用基金協会の保証となります ○ 個人 1,000 万円、法人 3,000 万円を超える借入については、担保が必要となります。 ○ 資金使途が農地購入の場合は金額に関わらず、担保が必要となります。
沖縄振興開発金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金) ※ 利子助成有	○ 農業経営改善計画の達成に必要な長期資金。 ○ 農地等の取得、施設・機械の取得、営業権・特許権の取得、家畜の購入・育成費、長期運転資金、負債の整理など。 ※ 条件によっては、お借入当初 5 年間（最大）は実質無利子となる場合があります。ただし、お使いみちが負債整理の場合を除きます。	○ 認定農業者（個人・法人）	○ 個人 3 億円 (特認 6 億円) ○ 法人 10 億円 (特認 20 億円)	○ 25 年以内 (据置期間：10 年以内)	元金均等返済	○ 原則、担保が必要となります。
	セーフティネット資金	○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金 ○ 社会的、経済的環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金 ○ 法令に基づく処分または行政指導による経済的損失を受けて経営の維持安定に必要な資金	次のいずれかに該当する方 ○ 認定農業者 ○ 認定新規就農者 ○ 農業にかかる所得が総所得の過半を占めている方、または粗収益が 200 万円（法人にあっては 1000 万円）以上ある方 ○ 一定の要件を満たす任意団体	○ 600 万円 (特認：年間経営費の 3/12 以内)	○ 10 年以内 (据置期間：3 年以内)	元金均等返済 または 元利均等返済	○ 原則として担保が必要となります ○ 原則として保証人は不要です ただし、公庫または JA が必要と認めた場合は保証人が必要となります。
	経営体育成強化資金	○ 農業改善に必要な前向き投資資金。 ○ 農地等の取得、施設・機械の取得、家畜の購入・育成費、長期運転資金など。 ※ 融資決定前の事前着工及び着工後の申込みは認められておりません。	○ 農業所得、農業従事者等の一定の要件を備えた農業者。 ○ 認定新規就農者。 ○ 一定の要件を備えた家族経営協定を締結している方。 ○ 農業者を主たる構成員とする法人格を有しない農業を営む任意団体。	○ 個人 1 億 5 千万円 ○ 法人団体 5 億円 ※ 上記金額と事業費の 80% のいずれか低い金額。	○ 25 年以内 (据置期間：3 年以内) ※ 特認で据置期間最長で 10 年	元金均等返済	○ 原則、担保が必要となります。
	経営体育成強化資金 (負債整理)	○ 負債整理 ① 再建整備 制度資金以外の借り換え ② 償還円滑化 制度資金（近代化資金・改良資金・公庫農林資金）の借り換え	○ 農業所得、農業従事者等の一定の要件を備えた農業者。 ○ 認定新規就農者。 ○ 一定の要件を備えた家族経営協定を締結している方。 ○ 農業者を主たる構成員とする法人格を有しない農業を営む任意団体	① 再建整備 個人 1,000 万円 法人 4,000 万円 ② 償還円滑化 5 年間における既往借入金にかかる、各年の支払金の合計額	○ 25 年以内 (据置期間：3 年以内) ※ 特認で据置期間最長で 10 年	元金均等返済	○ 原則、担保が必要となります。
	青年等就農資金	○ 新たに農業経営を開始する方が施設や機械等の取得、家畜の購入等に必要な資金、農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な運転資金 (ただし、農地の取得は対象外)	○ 認定新規就農者（個人・法人）	○ 3,700 万円 (個人・法人)	○ 12 年以内 (据置期間：5 年以内)	元金均等返済	○ 担保及び保証人は原則不要です。 ただし必要と認めた場合には、保証人が必要となります。

- ※1 ご利用いただける方は、上記要件以外に当JA所定の融資要件および資格を満たす方となります。
- ※2 審査の結果、ご希望に添い兼ねる場合もございますので予めご了承願います。
- ※3 ご融資要件・金利・ご返済方法・ご返済金額など、詳しくはお近くのJA窓口へお問合せ下さい。



農業金融部 TEL 098-831-5156

支店名